

東京都23区における水面利用ルール現状把握

Understanding the current (actual) status of water surface use rules for rivers and canals in the 23 wards of Tokyo

○岩田実優¹, 菅原遼²

*Miyu Iwata¹, Ryo Sugahara²

In recent years, non-powered vessels have become increasingly active in navigation on the nation's beaches and rivers as a variety of recreational activities have developed. In this study, we surveyed the current status of the formulation and content of water surface use rules for first- and second-class rivers in the 23 wards of Tokyo, and found that the specific formulation of water surface use rules according to regional characteristics is an urgent issue for the coexistence of powered and non-powered boats.

1. はじめに

近年、全国の海浜や河川では、多様なレクリエーションが展開されており、特にシーカヤックやスタンドアップパドルボード等（以下、非動力船と示す）の非動力船の航行が活発化している。一方、こうした水域では、動力船も日常的に航行しており、河川利用者の多様化に伴う船舶混在により船舶同士の衝突事故等が多発^[1]してきている。そのため、動力船と非動力船の共存に向けた各地域の特性に応じた水面利用ルールの具体化が喫緊の課題となっている。

こうした状況への対応策として、神奈川県三浦市・小網代湾では動力船と非動力船の航行範囲等を示したローカルルール^{注1)}として「小網代・油壺 海マップ」を策定^[2]している。また、神奈川県横浜市・大岡川では「大岡川安全航行ガイド」を策定^[3]し、地元組織と河川管理者が連携を図ることで河川利用の安全性の確保を図っている。こうした取り組みは、河川利用に関わる各種団体や河川管理者が独自の水面利用ルールを策定することで船舶事故のリスク軽減を図っており、昨今、観光船の運行に加えて、非動力船による都市河川及び運河利用が活発化してきている東京都においても水面利用ルールのあり方を検討していく必要がある。

そこで本研究では、東京都23区の一級・二級河川を対象に、水面利用ルールの策定状況及び内容の現状を把握することを目的とする。

2. 調査概要

Table 1に調査概要を示す。本調査は、まず、河川管理者への電話でのヒアリング調査を行い、東京都23区内の一級・二級河川（57河川）における水面利用ルールの策定状況を確認した。次いで、各水面利用ルールが記載された資料を取得し、水面利用ルールの策定内容（主体、制限行為、対象船舶）を項目別に整理し、加えて、水面利用ルールの策定に至った経緯を確認した。

Table 1 Survey outline

項目	概要
調査対象地	東京都23区
調査対象	一級・二級河川の計57河川
調査方法	Web調査の後、管理者に電話確認
調査項目	水面利用ルールの有無
調査期間	2023年6月～9月

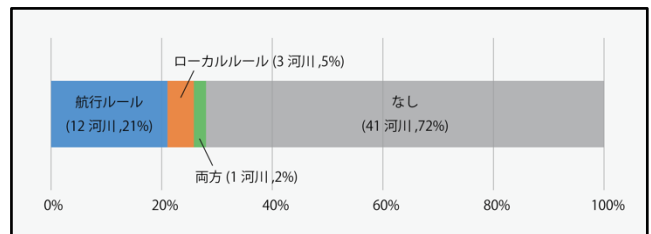


Figure 1 Status of formulation of water use rules

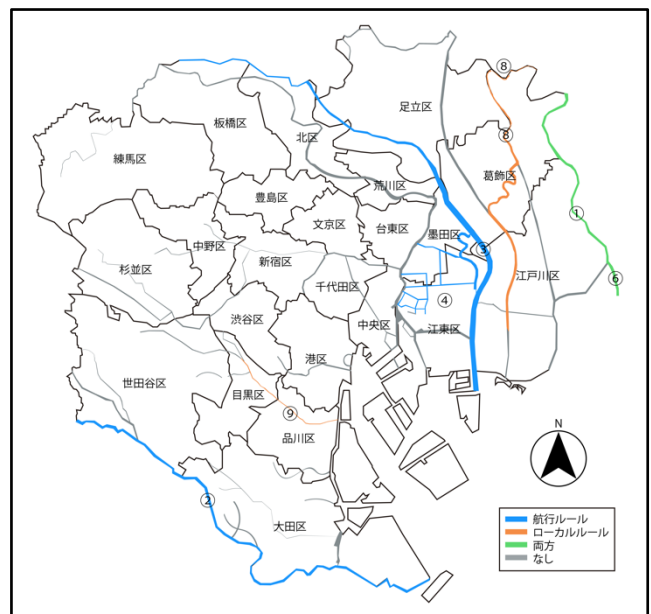


Figure 2 Rivers with confirmed water use rules

3. 水面利用ルールの策定状況

3-1. 策定状況

Figure 1に水面利用ルールの策定状況、Figure 2に水面利用ルールの策定河川の位置、Table 2に水面利用ルールの概要を示す。調査の結果、東京都23区

1：日大理工・学部・海建 2：日大理工・教員・海建

Table 2 Overview of water use rules

種別	番号	名称	対象河川	区間	策定者	制限行為												
						行政	民間	罰則	標識	船舶制限	速度制限	事故の届出	巡視	危険箇所の提示	禁止区域	特定区域の設定	周知行為	動力船
航行ルール	1	水面利用ルール	江戸川	市川大橋～行徳可動堰	江戸川河川事務所	●				●	▲					●	●	●
	2	水面管理計画	多摩川	多摩川下流域	京浜河川事務所	●										●	●	●
	3	荒川通航ガイド	荒川	河口～秋ヶ瀬取水堰	荒川上流・下流河川事務所	●		●	●	●	▲	●	●		●	●	●	●
	4	江東内部河川通航ガイド	旧中川、北十間川、堅川、小名木川、仙台堀川、平久川、大横川、横十間川、大横川南支川、大横川西支川	全域	東京都建設局河川部	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5	東京都水上安全条例	船舶が航行することができる東京都の区域内の河川の水面	全域	警視庁地域部地域総務課	●		●	●	●	▲	●			●		●	●
ローカルルール	6	江戸川航行ルール	江戸川	北総線橋梁～篠崎水門・江戸川河口堰	江戸川水上スポーツ協会		●				▲			●	●		●	●
	7	東京港、湾、河川、運河	東京港・湾・河川	全域	TPSP		●			●								●
	8	航行注意の警告	中川、大場川	全域	TPSP		●			●				●				●
	9	目黒川航行マナー	目黒川	全域	目黒川航行マナー向上委員会		●			●	▲		●	●	●		●	●

川の内、河川管理者が策定した航行ルール^{注2)}は5件(13河川)、ローカルルールは4件(4河川)確認でき、東京都東部の河川や東京都臨海部の港湾水面を中心に水面利用ルールが策定されていた。

3-2. 策定主体

水面利用ルールの策定主体は、航行ルールは河川管理者(国・東京都)であり特別区による策定は確認できなかった。また、ローカルルールは民間が策定主体いることが多く、水上スポーツや水上オートバイ等に関する協会が中心となり策定が行われていた。

3-3. 策定内容

策定内容を項目別に整理すると、船舶制限や速度制限、巡視、標識の設置、危険箇所の提示、航行禁止区域の設定、情報周知等、水面利用及び航行に関する規則徹底や日常的な周知方法に関する事項が定められており、特に速度制限や航行禁止区域の設定は全ての河川において定められていた。

3-4. 対象船舶の傾向

水面利用ルールの対象船舶に関しては、動力船、水上オートバイ、非動力船を対象としているものが確認できた。航行ルールは船舶全般を対象としている一方、ローカルルールは対象船舶を限定し運用しているものが多く確認でき、特に水上オートバイを対象に航行制限を図っており、各河川の水面利用の実情が考慮されていることが窺える。

3-5. 策定背景

Table 3 に水面利用ルールの策定経緯を示す。各ルールの策定経緯に着目すると、航行ルールは将来的な観光船等の航行の活性化に伴う安全性の確保や船舶混在を理由とした策定が確認できた。一方、ローカルルールはいずれも2010年以降に策定されており、水上オートバイの航行増加に伴う近隣住民の苦情等を背景に策定されたものが多く、水上オートバイの安全航行を推進する団体が策定したものが3ヶ所確認できた。

Table 3 History of the development of water use rules

種別	番号	名称	策定年	策定経緯
航行ルール	1	水面管理計画	1993	盛んな水面利用の現状を踏まえ、調和のとれた秩序ある利用方法の指針として生まれた
	2	水面利用ルール	1999	船舶係留の是正と水辺環境や地域のあり方などを検討すること
	3	江東内部河川通航ガイド	2007	河川舟運を活性化させるため
	4	荒川通航ガイド	2012	航行波の影響や船舶同士の事故増加の問題を解決するため
	5	東京都水上安全条例	2018	一部の水上オートバイ利用者による危険・迷惑の苦情
ローカルルール	6	江戸川航行ルール	2011	水上オートバイの健全な発展のために他の水域利用者や周辺住民の方の理解を得るため
	7	東京港、湾、河川、運河	2015	水上オートバイの健全な発展のため
	8	航行注意の警告	2016	水上オートバイへの苦情の頻発
	9	目黒川航行マナー	2019	より多くの人が目黒川を安全かつ快適に利用できるように

4. おわりに

本研究では、東京都23区内の一級・二級河川を対象に水面利用ルールの策定状況を把握した。その結果、河川管理者が策定する航行ルールに加えて、近年、多様な船舶混在を背景とした特定船舶及び特定水域を対象としたローカルルールの策定が進められている状況が確認できた。今後は、河川管理者の船舶混在に対する認識状況と水面利用ルール策定に関する課題点を確認するとともに、地域独自のローカルルールを策定する上での要件を検討していく。

補注及び参考文献

注1) 本研究で扱う「ローカルルール」とは、法令や地方条例とは別に特定の水域を利用する組織の団体が自主的に策定しているルールを指す。

注2) 本研究で扱う「航行ルール」とは、河川管理者が策定しているルールを指す。

[1] SUP ツアー参加の看護師、漁船と衝突し死亡、読売新聞オンライン、<<https://www.yomiuri.co.jp/national/20210905-OYT1T50259/>>(参照:2023年10月2日)

[2] 小網代湾・油壺 ローカルルールマップ2019, KOAJIRO SUP TOURS, <<https://www.koajirosup.com/koajiro-rulemap2019/>>(参照:2023年10月2日)

[3] 一般社団法人大岡川川の駅運営委員会:大岡川安全航行ガイド,2017.12